

御杖村第四次御杖村総合計画及び第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託公
募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、「御杖村第四次長期総合計画」が平成31年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和2年度から令和11年度を計画期間とした「御杖村第四次長期総合計画」を策定することを目的とする。

また、人口減少克服・地方創生を目的とした「御杖村総合戦略」は平成31年度をもって計画期間が終了する。次期総合戦略については、「御杖村総合計画」における重点プロジェクトとして総合計画の前期基本計画に位置付け、両計画を一体的に策定するものとする。

2. 業務内容

(1) 委託件名

御杖村第四次御杖村総合計画及び第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

(2) 業務仕様

「御杖村第四次御杖村総合計画及び第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務における業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約日締結日から令和2年3月31日まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3. 契約上限額

9,629,000円（消費税10%を含む）

4. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 令和元年度御杖村競争入札参加名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 御杖村の指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

- (6) 国税、地方税等を滞納していないこと。
- (7) 過去5年以内において、行政運営に関する計画策定業務を受託し適切に履行した実績があること。
- (8) 当該業務を円滑に推進するために必要な経営基盤を有し、かつ十分な管理機能を有していること。
- (9) 当該業務を的確に遂行できる組織、人員等を有していること。

5. 参加申込等

本業務におけるプロポーザルへの参加を希望する者は、次の期日までに下記書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和元年6月13日(木) 17時まで
- (2) 提出方法 郵送(当日消印有効)又は持参により提出すること。
※持参の場合の提出可能時間は午前8時30分から午後5時まで(土日を除く。)とする。

- (3) 提出場所 御杖村総務課

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地

TEL 0745-95-2001

Fax 0745-95-6800

Mail soumu@vill.mitsue.lg.jp

- (4) 提出書類

①公募型プロポーザル参加申出書(様式第1号) 1部

②会社概要(任意様式) 1部

法人等の名称、所在地、代表者の氏名、法人の職員数等の記載のあるもの。既存パンフレット等でも可。

③業務実績書(様式第3号) 1部

過去5年間以内における地方自治体の類似業務等の実績を具体的に記載すること。

6. 質問書及び質問に対する回答

企画提案書等の作成について質問がある場合は、質問・回答書(様式第4号)の質問欄に内容を簡潔に記載し、下記期日までに提出すること。

- (1) 提出期限及び提出先

令和元年6月17日(月) 17時まで、事務担当課へ電子メールにて提出すること。

- (2) 回答方法

上記期限までに提出のあったもののみ随時回答することとし、電子メールにより行う。また、質問及び回答の内容を全応募事業者に周知する。

7. 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出依頼を受けた者は、次により必要書類等を提出すること。なお、下記提出書類以外に独自書類を提出することを妨げるものではない。

(1) 提出書類

- ①提案書表紙（様式第5号） 1部
- ②企画提案書（任意様式A4版） 7部
- ③業務工程・スケジュール表（任意様式） 7部
- ④業務実施体制図（任意様式） 7部
- ⑤見積書（任意様式で内訳がわかるように記載） 7部
- ⑥過去作成した成果物 ※ただし過去5年以内の実績のみとする。

(2) 提出期限 令和元年6月21日（金） 17時まで

※持参の場合の提出可能時間は午前8時30分から午後5時まで（土日を除く。）とする。
提出場所・提出方法は参加申込時と同じ。なお、期限日までに企画提案書等の提出が無かった場合、辞退したものとみなす。

8. 評価委員会によるプレゼンテーション審査

提案者プレゼンテーションは、事業者ごとに企画提案書をもとに行うものとし、次により実施する。

- (1) 日 時 令和元年6月28日（金）午後 時間は別途通知
- (2) 場 所 御杖村役場 3階会議室
- (3) 説明者 3名以内
- (4) 説明時間 提案者プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度

9. 事業者の選定

庁内に設置される選定委員会において、提案者プレゼンテーション及び企画提案書の内容により、選定委員会が定める評価基準に基づく総合的な審査のもと、最も優秀な事業者を委託業者に選定する。

審査の結果については、令和元年7月1日に全ての提案者に書面にて通知する。なお、審査の経緯及びその内容に関しては電話、文書での問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) プレゼンテーション時において、プロジェクター及びスクリーンは御杖村にて準備を行

う。それ以外の機材を使用する場合は事前に連絡すること。

- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本村が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

1 1. 契約・その他

(1) 業務委託契約

①契約の締結

本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された契約候補者と本村において協議を行った上で契約手続きを行う。

②契約に係る業務内容

契約候補者の企画提案書の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

1 2. 実施スケジュール

内 容	期 間 等
公募開始日	令和 元年 6月 7日 (金) ※御杖村ホームページ上で公開する。
参加表明書の提出期限	令和 元年 6月 13日 (木)
質問書の受付期限	令和 元年 6月 17日 (月)
企画提案書等の提出期限	令和 元年 6月 21日 (金)
審査 (プレゼンテーション)	令和 元年 6月 28日 (金)
委託候補者選定結果通知	令和 元年 7月 1日 (月)
委託契約締結	令和 元年 7月上旬 (予定)